

青森県報

号外第七十九号

令和元年
十二月二十日
(金曜日)

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求のあった日

令和元年10月8日

第2 請求人

弘前市民オンゾズパーソン

第3 請求の内容

令和元年10月8日付けで弘前市民オンゾズパーソンから提出のあった青森県知事措置請求書による監査請求（以下「本件監査請求」という。）の原文に即して記載（事実証明は省略）する。

1 請求の趣旨

監査委員は、別紙の「(1) ハンドメイドによる各種木製品の高付加価値化に関する調査 (2) フインランドにおけるグローバル社会に対応した質の高い教育システムに関する調査」に係る議会派遣に係る違法不当な公金支出について、青森県知事に対し、同調査に参加した青森県議会議員から青森県に返還を求めると、青森県の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

2 請求の理由

(1) 事案の概要

本件海外旅行は、参加した青森県議会議員による事前調査がなされた上での調査であるが不明で、同県から視察費用として多額の公金が支出された中、本件海外視察に係る派遣決定及びこれに伴う公金支出等が違法・不当であることを理由に、青森県に生じた損害を填補すべく、貴職らに対し、必要な措置・勧告を求める事案である。

(2) 当事者

請求人は青森県と会員らの居住する弘前市等の不正、不当な行為を監視し、その是正を求める活動をしている権力能力なき社団である。

本件旅行に参加した岡元行人議員は当時から青森県議会議員（所属党派：自由民主党）で、本件旅行の議会での審議時は本件旅行を議案として審議した議会運営委員会委員長職にあった。

(3) 本件の経過

平成30年10月1日付で岡元行人議員は本件旅行に係る議員派遣提案書を議長宛てに提出した。

前記議員派遣提案書には日程表が添付されていたものの、派遣目的のほか、派遣場所、派遣期間については箇条書きで大雑把に記載されていたにすぎなかった。

議長宛に提出された議員派遣提案書は、青森県議会議員の議員派遣に関する申しあわせ事項第3第1項及び第2項に基づき、第295回定例会にかける平成30年10月11日開催の議会運営委員会で審議され、同定例会最終日（平成30

○住民監査請求に係る監査結果……………（事務員）…1

監査委員

住民監査請求に係る監査結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和元年12月20日

青森県監査委員 須藤光昭
同 川嶋由紀子

年10月11日)、本会議において県議のフインランドへの派遣を採決、賛成多数により決定した。日本共産党派所属と無所属議員らの反対はあったものの、賛成多数により派遣することが決定されたが、後述するとおり、前記議会運営委員会記録のみならず、本会議会議録を見ても本件派遣旅行の必要性について議会が真摯に検討したということは窺うことができない。

ウ 本件旅行に対して青森県は、平成30年10月11日745,800円の旅費を概算払いし、平成30年11月9日に精算した。なお、前記精算額に含まれていなかった現地通訳料51,000円については平成30年11月15日付で支出をした。

エ 旅行は日程表どおりに平成30年10月22日から同月27日まで実施された。オ 同年11月26日、岡元議員による議員派遣結果報告書(以下「報告書」という。)が青森県議会議長宛提出され、平成30年第296回定例会最終日の平成30年12月7日、議会本会議に報告された。

(4) 必要な措置を講ずべきことについて

ア 本件海外視察について支出された上記の合計79万6,800円の公金支出については、以下に述べるとおり違法若しくは不当な公金の支出ないし財産の管理を怠る事実があることは明らかであり、かかる事態を是正すべく必要な措置を講ずべきである。

イ 関連規定

(7) 地方自治法(以下「法」という。)第100条第13項は「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」としている。

したがって、議会が議員を派遣することができるのは、「議案の審査」「当該普通地方公共団体の事務に関する調査」「その他議会において必要があると認めるとき」のいずれかに該当するときと限定されており、加えて、会議規則の定めにも則りすることができるものである。

(4) これを受け、青森県議会議規則第123条は「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と定めている。

(4) また、青森県議会議員の議員派遣に関する申し合わせ事項(平成14年3月19日決定 平成23年1月21日改正)第2では、「議員派遣は、毎年度、予算の範囲内において実施することとする。」とされ、第3では、議員派遣を提案する議員は、議員派遣提案書をあらかじめ議長に提出することが義務づけられ(第1項)、議長は、議員派遣の提議に当たって、別記に掲げる基準を勘案のうえ、議会運営委員会に諮ることとされている(第2項)。第4においては、提案された議員派遣について、緊急の場合は議長に、通常の場合は議会の議決により変更又は取り消しができ、第5において「議員派遣を終了した議員は、議員

派遣結果報告書を作成し」、議長に提出しなければならないが、「議長は、議員派遣の結果を本会議に報告する」ことが義務づけられ、提出された報告書は「議会図書館に備え置き、閲覧に供するほか、任期中、議会ホームページに掲示することとされている。

(エ) さらに、前記申し合わせ事項第3第1項別記「1 海外派遣」第1項には「海外派遣は、本県の課題又は重要な事務に関する海外諸国の調査について行う。」ものとされ、「海外派遣は、任期中において議員24人以内」で、「任期中において同一の議員は二回派遣」せず(第2項)、「旅費の支給額は「青森県議会議員の」議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」に基づき算定した額」で「議員一人の支給最高限度額は、80万円」としている(第3項)。

ウ 海外視察における違法性の判断枠組み

(7) 前項(7)、(4)のとおり、青森県議会議員の海外視察は、通常は県議会の議決により、緊急を要する場合は議長において派遣の目的、場所、期間その他必要な事項について明らかにし、内容を審査し、これを決定するものとされている。しかし、上記審査決定は、全く自由に恣意的にすることができるのではなく、その裁量には制限がある。この点、海外視察における違法性の判断枠組については、東京高裁平成25年9月19日判決が以下のとおり判示しており、本件でも参照されるべきである。

「もとより、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性があるときは、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる。しかしながら、議員派遣の合理的な必要性が認められない場合にまで派遣を行うことが許されないのは当然のことであって、例えば、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものである場合や、行き先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣するなど、上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定は違法になると解される(最高裁判所昭和63年3月10日第一小法廷判決・裁判集民事153号491頁、最高裁判所平成9年9月30日第三小法廷判決・裁判集民事185号347頁参照)。

以上によれば、山梨県議会議員の海外研修については、議会運営及び議会審議等の資質の向上を図り、もって県民福祉の増進に資するという研修の趣旨に鑑み、海外研修の行き先や日程等が、『県政にかかわる分野及びこれに関連する分野について、海外事情の調査、研究』をすることに該当すべき海外研修の目的に照らして明らかに不合理である場合には、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるものとして議員派遣決定は違法になると解される。」

(4) 上記東京高裁判決は、上記判断枠組みを前提として、具体的な判断に際しては、①視察目的がそもそも合理的であるか、②視察目的との関係において適切に視察先が選定されているか、③具体的な視察内容が視察目的と合理的に関連しているか、④事後の報告書において、視察目的との関係で何らかの具体的な情報等をもたらしたり、県政にかかわる分野及びこれに関連する分野について

の調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたといえるか(外形的抽象的情報の記載や訪問するまでもなくわが国で容易に入手できるか否か等)、⑤実質的には海外研修に名を借りた観光中心の私的旅行といえるか(一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情の有無等)等を個別具体的に、かつ、個別の調査目的、調査内容等に照らし踏み込んで判断している。

(ウ) また、青森県議会がした平成27年2月10日からの「ラザール・サンパワロへの議員派遣旅行に係る海外視察にかかる海外視察返還履行請求控訴事件(仙台高等裁判所平成30年(行コ)第23号海外視察返還履行請求控訴事件)」では、支出された旅費の全額が違法な支出であるとされたが、その判断に当たっては、①議員派遣提案書の記載内容や県議会における海外派遣の必要性についての検討状況や議決の状況、②議員において、提案書の提出に先立ち、派遣の内容やこれを踏まえた派遣の必要性について真摯に検討されたかについて検討され、「本件海外派遣に係る県議会の議決は、神山議員らとの関係においても、違法であり無効なものと判断するのが相当」と判示した。

(エ) 本件においても、海外視察の趣旨や上記裁判例等に照らし、議会における裁量権の行使に逸脱又は濫用があるかにつき、表面的にはなく、個別具体的に踏み込んだ検討・判断がなされなければならない。

エ 本件海外視察に係る公金支出の違法性・不当性

(ウ) はじめに

以上を前提に、以下に述べるところからすれば、本件海外視察において、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。

(イ) 本件旅行目的と議会の審議状況

本件旅行に係る議会への提案書によれば、派遣目的、派遣場所、派遣期間について極めて簡単な簡条書きで記載はされているものの、法が予定した「議会の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため」の調査であるかどうかは添付された日程表を見ても不明であり、「その他議会において必要があると認めらるる」に足る特段の事情も窺えず、議会が申し合わせた議会海外派遣の基準に照らしても極めて漠然とすぎざる。また、審議をした議会運営委員会記録によれば、会議開催時間は午前11時30分～同34分と極めて短く、当該委員長自身の旅行に係る事案であることから付度したのであろうか、旅行の目的や必要性について審議したという形跡は微塵も窺えないものとなっている。また、本会議においても同様である。

(ウ) 本件旅行目的と報告書記載内容

本件旅行目的は上記のとおり(1)ハンドメイドによる各種木製品の高付加価値化に関する調査、(2)フロンティアにおけるグローバル社会に対応した質の高い教育システムに関する調査であった。そうとすれば、これら目的を達成するためにはそれなりの事前調査がおこなわれ、法が予定した「議会の審査」「当該普通地方公共団体の事務に関する調査」「その他議会において必要があると

認めるとき」のいずれに本件旅行が該当するのか、そして、現地へ赴かなければならない必要性と現地で入手すべき情報について報告書の中でも明示されるべきであったが、以下に述べる通り具体性に欠け、議員が本件旅行目的として掲げた目的を達成することができたのかさえ窺えないものとなっている。議会に提出された旅行日程表によれば、10月23日は14時50分にヘルシンキ空港に到着した以外、特段の日程は組まれていなかった。

10月24日と26日は、対応者はトウルク大学物理天文研究所所属の方で、「ハンドメイドによる各種木製品の高付加価値化に関する調査」とされ、24日は観光スポットでも有名なオールドブローケットホール(午前)とカウパットリ(午後)の視察が、26日の午前にはアフリッカ視察が組まれていたが、報告書には、木製品に関する写真は貼付されていて、オールドブローケットホールとカウパットリならびにアフリッカを見て回ったことは窺えるが、上記目的ならびに議会が申し合わせた議会海外派遣の基準との関係で、対応者からどのような情報を入力したのか、そして、現地でのどのような調査がなされたのかのみならず、どのような理由でこれら視察先が選定、特定されたのかさえ全く窺うことができない。

10月25日は「フロンティアにおけるグローバル社会に対応した質の高い教育システムに関する調査」としてヌンメンアキスト保育園(対応者はアリア・ヴィヘルロスキ園長)とトウルク大学(対応者はソイレ・ハベリ)ネット開発センター(部長)を訪問したとして纏々記載されているが、これら記載された情報は、わざわざ現地に赴くまでもなく、問合せをすれば入手できる程度の情報に過ぎず、上記目的ならびに議会が申し合わせた議会海外派遣の基準との関係で、対応者からどのような情報を入力したのか、現地でのどのような調査がなされたのか、そして、どのような理由でこれら視察先が選定、特定されたのかさえ全く窺うことができない。

(エ) 小括

以上のことから、報告書記載内容等は、前記の調査目的に照らし明らかに不合理なもので、実際にどのような調査が行われたのかについての記載は皆無というほかなく、したがって、果敢による本件旅行は、実質的には調査に名を借りた単なる観光旅行であったと言わざるをえない。

また、本件派遣決定においては、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものであり、報告書の記載内容からしても視察先や日程等が派遣目的に照らし明らかに不合理であって、本来議員を派遣することはできない場合であったというべきである。上記最高裁ならびに仙台高裁判決が判示した議会による議員派遣についての判断枠組みに照らしても、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかで、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。

したがって、派遣議員は、法律上の原因なく支出された公金相当額を利得しており、青森県に対し、支給を受けた公金相当額の不当利得返還義務を負う(最判平成15年1月17日民集57巻1号1頁等)。にもかかわらず、青森県は、

派遣議員に対して係る金員の返還請求等、必要な措置を怠っている。

以上より、本件で、違法若しくは不当な公金の支出ないし財産の管理を怠る事実の存在等は明らかで、係る事態を是正すべく必要な措置を講ずべきことは明らかである。

オ 結論

以上から、本件海外視察は、極めて不合理なものであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等の違法・不当性は明らかである。請求人は、本件事案に鑑み、青森県内部における適正な自浄作用がなされるよう、必要かつ十分な監査及び適切な措置がなされることを強く望むものである。

第4 監査委員の回避

寺田達也委員及び花田栄介委員は、申出により、本件監査請求に係る監査を回避した。

第5 請求の受理

本件監査請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を備えているものと認め、令和元年10月16日にこれを受理した。

第6 監査の実施

- 1 監査の対象事項
監査の対象事項は、青森県議会（以下「県議会」という。）が法第100条第13項の規定により、岡元行人県議会議員（以下「派遣議員」という。）を平成30年10月22日から同月27日までの期間においてフインランド共和国へ派遣して実施した調査（以下「本件海外派遣」という。）に係る公金の支出とした。

2 監査の対象機関等

監査の対象機関は、本件海外派遣に係る公金の支出に関する事務を分掌している青森県議会事務局（以下「議会事務局」という。）とした。
また、法第199条第8項の規定により、青森県議会議長（以下「議長」という。）、派遣議員並びに本件海外派遣に係る旅行業者及び通訳の受託業者等を関係人として調査を実施した。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 証拠の提出及び陳述
請求人に対し、法第242条第6項の規定により、令和元年10月31日、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、証拠の追加提出があり、次のとおり措置請求書を補足する陳述が行われた。また、同条第7項の規定により、本件の監査対象機関である議会事務局の職員との立会いを認めた。

(2) 陳述の概要

ア インタネットによる各種木製品の高付加価値化に関する調査について

(ウ) 旅行直前の平成29年度決算特別委員会で派遣議員自ら「インターネット上で確認して、製造現場に行って調査してきた」と述べているにもかかわらず、製造現場へ赴いたことを窺わせる記載はなく、アンケートなどを訪問していることから、訪問先決定の意図が全く分らない。

(イ) 報告書の「調査を終えて」の部分でも、現地にわざわざいかなければ入手できない情報があったのか、県政が抱えている課題との関係でどのような有益な情報を入手することができたのかについては全く読み取ることが出来ず、本件派遣目的との関係では実質的な調査は皆無というほかなく、明らかに不合理である。

イ インタネットにおけるグローバル社会に対応した質の高い教育システムに関する調査について

(ウ) 派遣議員の議会での発言からは目的は不明であり、報告書の末尾で漠然とした感想を述べているに過ぎない。

(イ) 報告書記載内容は、保育園での幼児教育の概括的事情や、大学での教育制度の一端を報告しているに過ぎず、この内容については、現地を訪問し、対応者であるスノンゾグニス保育園園長のマリヤ・ザヘルヌスキ氏、トゥルク大学開発サービス部門長のソイレ・ハベリネン氏に会わなければ入手できない内容だったのか、国内の研究機関等に問い合わせることによっても入手できるものである。

例えば青森県が現実抱えている具体的な教育問題に関わって、インターネット等では入手することができず、現地を訪問することによってしか得られない情報を入手し、そうして得られた情報がどのように青森県で活かすことができるのかについて報告書がまとめられなければならないはずである。

ウ 本件海外派遣の公金の支出

(ウ) 車賃としてヘルシンキでは、3日間専用車の使用を予定し、1日当たり48,000円の支出が計上されているが、オールドリーマーケットホールとカウパットリは、ほぼ隣接している施設であり、専用車が必要だったというのはどういう理由からなのか、専用車がどうしても必要だったという事情がわからない。

(イ) 通常、観光のための通訳料と、木工や教育という専門的な知識が必要な通訳とでは自ずとその料金に差があり、見積金額はいかにも安価で、記載されている金額からすれば、一般的な観光案内の通訳だったのではないかと思われる。

エ 本件議員派遣について

法が予定した目的を達成することとは無関係に、提案書の体裁さえ整っていればそれだけでよく、ろくな審議もせずに予算執行を伴う派遣が決定してしまうという構図に見える。

議会におけるこうした意思決定については、仙台高等裁判所平成30年(行コ)第23号に係る判決に照らしても違法というべきである。

オ 結論

以上のとおり、本件旅行はその視察内容も本件派遣目的との関係でみると的外れで、わざわざ現地を訪問しなければならなかったという事情も窺えない。議会

の議決も違法であることからすれば、本件旅行は派遣議員が議員としての職務を
行うために行われたものとは言えず、費用弁償したことの違法性も明らかである。

第7 監査の結果

監査の対象機関の監査及び関係人の調査により実施し、次のとおり確認した。

1 監査により認められた事項

(1) 本件海外派遣決定の手続等について
法第100条第13項は「議会は、議会の審査又は当該普通地方公共団体の事務
に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定
めるところにより、議員を派遣することができる」と定めており、青森県議会の議
規則(以下「規則」という。)第123条第1項では、「法第100条第13項の規
定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する」とし、同
条第2項では「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その
他必要な事項を明らかにしなければならない」としている。また、青森県議会議員
の議員派遣に関する申し合わせ事項(以下「申し合わせ事項」という。)第3第1項
では、「議員派遣を提案する議員は、議員派遣提案書をあらかじめ議長に提出するこ
ととする」とし、同第2項では、「議長は、議員派遣の提議に当たって、別記に掲げ
る基準を勘案のうえ、議会運営委員会に諮ることとする」としている。

本件海外派遣については、平成30年10月1日付けで、派遣目的「(1) ハンド
メイドによる各種木製品の高付加価値化に関する調査、(2) フインランドにおける
グローバル社会に対応した質の高い教育システムに関する調査」、派遣場所「フイン
ランド(ヘルシンキ、トウルク)、派遣期間「平成30年10月22日～平成30
年10月27日」を内容とする議員派遣提案書が議長あて提出された。

議長は、当該議員派遣提案書を平成30年10月11日の議会運営委員会に諮り、
本件海外派遣は、同日の第295回定例会において議決され、決定された。

(2) 本件海外派遣に係る公金の支出について

知事の権限に属する事務の一部について、配当予算に基づく支出負担行為並びに
収入通知及び支出命令で、議会の所掌する事務に係るものは、議会事務局長の職に
ある職員(以下「議会事務局長」という。)に対して委任され(青森県知事の権限に
属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則(昭和39年4月青森県規則第2
7号)第1条及び第2条)、本件海外派遣に係る費用弁償(旅費)及び通訳料(役務
費)は、議会の所掌する事務に係るものとして、その配当予算に基づく支出負担行
為並びに収入通知及び支出命令は、議会事務局長に委任されている。

また、県議会議員の海外派遣については、青森県議会議員の議員報酬及び費用弁
償の額並びにその支給条例(昭和25年7月青森県条例第46号。以下「議員報酬
等条例」という。)第6条第6号に規定する法第100条第13項による派遣に該当
し、議員報酬等条例が適用される。

外国旅行の旅費の種類については、議員報酬等条例第9条第1項の規定により、
航空賃、車賃、宿泊料、外国旅行雑費等とし、その額については、同条第2項の規

定により、航空賃は最上級の運賃の額、外国旅行雑費については一般職の職員の例
により計算した額とし、車賃については実費額により、宿泊料については定額によ
るものとされている。ただし、申し合わせ事項別記第1第3項ただし書きの規定に
より、議員1人の支給額の最高限度額は80万円とされる。

航空賃については、議員報酬等条例第9条第2項の規定により、最上級の運賃の
額によると規定され、同条例第11条の規定により、議員報酬及び費用弁償の支給
方法等については、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例によることとされ、
最上級よりも下位の等級を利用した場合には、職員等の旅費に関する条例第31条
第1項の規定の例により、旅費の額は、その利用した等級の航空賃の額が支給され
る。

車賃については、議員報酬等条例第9条第2項の規定により、実費額によることと
され、実費額は、職員の場合は、運賃の料金表の写しや領収書等により確認するもの
とされている。

これらの規定に基づき、本件海外派遣については、費用弁償(旅費)として、平
成30年10月18日に、旅行者の旅費見積書等に基づき745,800円が
概算払により派遣議員に支給され、本件海外派遣の終了後の同11月9日に当該旅
行業者の旅費精算書等に基づき精算が行われ、追給又は返納はなかった。

また、本件海外派遣に係る通訳は、通訳の受託業者において通訳者を手配し、平
成30年10月24日から26日までの間、フインランド共和国内においてフイン
ランド語と日本語により行われ、通訳料(役務費)として、同年11月15日に、
請求書に基づき51,000円が当該受託業者に支払われた。

本件海外派遣に係る公金の支出の内訳は、次のとおりである。

ア 費用弁償(旅費)	
(イ) 航空賃(国内を除く。)	423,420円
(ロ) 国内交通費(航空賃を含む。)	43,710円
(ハ) 車賃	144,000円
(ニ) 宿泊料	77,800円
(ホ) 旅行雑費	23,200円
(ヘ) その他	
a 成田空港使用料	2,610円
b 訪問国空港税	2,460円
c 燃油付加運賃	28,600円
(キ) 計	745,800円

イ 通訳料(役務費)	51,000円
議員海外調査(フインランド共和国)に係る通訳料	796,800円
合計	796,800円

なお、上記ア(ロ)の車賃(144,000円)については、派遣議員から旅行者
の旅費精算書が再提出されたことから再精算が行われ、令和元年11月22日に、
車賃相当額が派遣議員から返還された。

(3) 本件海外派遣の実施状況について

ア 日程

平成30年11月26日付けで派遣議員が議長へ提出した議員派遣結果報告書によると、派遣期間は平成30年10月22日から27日までの6日間であり、その日程は、別表のとおりとなっている。

そのうち平成30年10月22日から23日まで及び27日の3日間は、日本からフランス共和国への往復の移動とされ、同年10月24日から26日までの3日間フランス共和国国内で視察を実施する日程となっている。

イ 調査内容

平成30年10月24日から26日までの調査内容は、議員派遣結果報告書によると次のとおりとされている。

(ア) 10月24日(水)

 a オールドラーケットホール視察

 b カウパットリ視察

(イ) 10月25日(木)

 a スンメンゾイスト保育園視察

 b トウルク大学視察

(ウ) 10月26日(金) アアリツカ視察

(4) 本件海外派遣終了後の手続について

申し合わせ事項第5では「議員派遣を終了した議員は、議員派遣結果報告書を作成し、派遣終了後30日以内に議長に提出しなければならない。」と定めており、同第2項では、「議長は、議員派遣の結果を本会議に報告することとし、また、同第3項では、「提出された議員派遣結果報告書は、議会図書室に備え置き、閲覧に供するほか、任期中、議会ホームページに掲載することとしている。」

本件海外派遣については、平成30年10月27日に旅行が終了した後30日以内の同年11月26日付けで議員派遣結果報告書が議長あて提出され、同年12月7日に第296回定例会本会議に報告され、同報告書は同年12月7日に議会図書室に備え置かれ、同年12月7日から議会ホームページに掲載された。

2 議会事務局長に対する監査結果

議会事務局長からの回答は、次のとおりである。

(1) 本件海外派遣の手続について

本件海外派遣は、法令等の定めるところにより、申し合わせ事項の手続に従い県議会において議決の上、決定されたものであり、その目的の合理性、必要性及び相当性等については、県議会において審議検討されたものと認識している。

(2) 本件海外派遣に係る公金の支出について

本件海外派遣に係る公金の支出については、平成30年10月11日の県議会で、の派遣決定を受け、議会事務局長が、同日付けで派遣議員に対し旅行依頼を行い、当該依頼に基づき同月18日に費用弁償(旅費)として745,800円を派遣議員に対し概算払いし、派遣終了後の同年11月9日に精算手続を行ったものである。なお、このうち、車賃(144,000円)については、派遣議員から車賃を除い

た旅行者の旅費精算書があらためて提出されたことから再精算が行われ、令和元年11月22日に、当該車賃相当額が派遣議員から返還された。

また、通訳料(51,000円)については、派遣終了後、派遣議員から予定された業務内容が完了していることを確認した後、通訳の委託業者の請求書に基づき平成30年11月15日に当該委託業者に対し支出した。

3 関係人(議長)に対する調査結果

議長からの回答は、次のとおりである。

(1) 本件海外派遣の適法性について

本件海外派遣は、法第100条第13項、規則第123条及び申し合わせ事項の規定に則し、議会運営委員会に諮った上で議会の議決を得るという、正式な手続をもって決定している。

また、本件海外派遣は、議員派遣結果報告書は、派遣目的に沿った内容となっており、派遣先(視察先)、日程等においても派遣目的を達成するために必要な合理的なものであり、次のとおり、目的の合理性、必要性、内容及び費用の相当性等を総合的に考慮した上で、本議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるとは認められないことから、本件海外派遣に不備はない。

(2) 本件海外派遣の目的の合理性について

本件海外派遣は、法第100条第13項における「当該普通地方公共団体の事務に関する調査」、及び申し合わせ事項の規定における「本県の課題に関する海外諸国の調査」に該当し、具体的な目的は、次のとおりである。

ア ハンブレイドによる各種木製品の高付加価値化に関する調査について
青森県基本計画未来を変える挑戦においては、人口減少の克服を県政の重要課題として位置づけており、全庁一丸となって様々な政策を展開している中で、農林水産業分野の成長産業化として、高品質な農林水産物や付加価値化の高い加工品など青森県産品の一層のブランド化と生産力・経営体制の強化に取り組みこととしている。

このような中、定例会等において、複数の議員による質疑が行われた森林環境譲与税に関して、森林環境譲与税を活用した新たな地場産業の創出に向けた取組が必要と考えられたものである。

また、アウトルックレポートにおいては、この基本計画中の総まとめとして、県産材の普及については、新たな市場の開拓が課題とあることから、本県の課題である県産材の普及推進に資するための調査を行うものである。

イ フランスにおいてグローバル社会に対応した質の高い教育システムに関する調査について

青森県基本計画未来を変える挑戦においては、人口減少の克服を県政の重要課題として位置づけており、全庁一丸となって様々な政策を展開している中で、あおもりの未来をつくる人財の育成として、子どもたちが、国際的視野を身に付け、創造性を発揮しながら積極果敢に挑戦し、国内外で活躍できる人財として成長するように、学校、家庭、地域が一体となって取り組むこととしている。

また、県が実施した「青森県民の意識に関する調査」においても、社会、経済のグローバル化が進む中、多くの県民が県内や国内だけではなく、世界で活躍する人材の育成が重要と認識している。

このような中、文教公安委員会では、グローバル化を見据えた英語教育の質疑がなされており、また、定例会における、次期青森県基本計画に係る質疑では、本県を取り巻く社会経済環境は、グローバル化の更なる進展など、大きく変化しているとの答弁があることから、本県の課題であるグローバル社会に対応した人材育成に資するための調査を行うものである。

(3) 本件海外派遣の必要性について

ア ハンズメイドによる各種木製品の高付加価値化に関する調査について

派遣議員は、派遣前の平成30年10月16日の決算特別委員会において、本県の木工製品を輸出戦略アイテムとしたいという考えのもと、フィンランドへ海外派遣で行く旨の発言しており、今回の海外派遣は、事前にしっかりと調査し、目的意識を持った海外派遣であるということがうかがえるものである。更に、現地における国際的な市場の調査後は、県内木工品製造企業と連携して、商品開発を支援するとしている。

また、当該派遣後の平成30年11月28日の定例会において、成田議員から、森林所有者の所得向上につながるための未利用間伐材の利用促進についての質問があったことから、他の議員とも情報共有することで、県産材の普及推進に資するための議員活動を行っている。

イ フィンランドにおけるグローバル社会に対応した質の高い教育システムに関する調査について

派遣議員は、派遣前の平成30年10月16日の決算特別委員会において、スーパーグローバルハイスクールについて質問していることから、今回の海外派遣は、現在の県の取組を確認した上で、目的意識を持った海外派遣であるということがうかがえるものである。更に調査後は、今後ますます、社会、経済のグローバル化が進展すると感じたことから、今回の調査を参考にして、あらゆる場面に於いて提言するとされる。

また、当該派遣後の定例会や常任委員会において、複数の議員から、社会、経済のグローバル化及びグローバル化に対応した教育に関する質問があったことから、他の議員とも情報共有することで、グローバル社会に対応した人材育成に資するための議員活動を行っている。

ウ 現地で確認した事項等

直接現地に赴いて、世界で売れる木製品とはどのようなものか、店頭ならんでいる商品はどのようなものか、買っている人たちはどのような人か、店の活気や雰囲気はどうかなど、現地で実際に見なければわからないことである。また、実際に教育現場を見るからこそわかる日本との違いや、その教育現場に携わっている人から得る情報は、現地に行かなければわからないことであり、これらの情報は、決して国内では入手できないものである。

本件海外派遣については、計画の段階から本県の課題について問題意識を持ち、

調査事項に係る下調べをして、情報収集などの準備をしていることから、今回の調査で得た情報は、今後、県政への反映等により明らかになるものであると理解している。

また、有益な情報などは、報告書に全て記載されるものではないことから、記載がないからといって有益な情報がないとはいえないものである。

(4) 本件海外派遣の内容及び費用の相当性

ア ハンズメイドによる各種木製品の高付加価値化に関する調査について

フィンランドの木製品が世界でも有名であり、世界で売れる木製品とはどのようなものか、店頭ならんでいる商品はどのようなものか、買っている人たちはどのような人か、店の活気や雰囲気はどうかなど、現地で実際に見なければわからないことから、ヘルシンキ市内において、一番人気があるといわれる屋外のマーケット広場であるカウパットリ、屋内のマーケットであるオールドマーケットホールを視察先としたと聞いている。

また、ひとつのボタンから世界的ブランドに上り詰めたアアリツカは、県産品を青森ブランドとして世界に飛躍する戦略を練る上で参考とするため、視察先としたものである。

視察先は観光地でもあるが、観光地であるからこそ世界中の人々が集まることから、世界を視野に入れたマーケットの視察が可能である。

イ フィンランドにおけるグローバル社会に対応した質の高い教育システムに関する調査について

フィンランドの教育が、世界で最も優れているといった報告もあり、フィンランドでは、教育輸出も展開されていることから、教授法の開発に携わったトウルク大学と、トウルク大学の留学生や研究者の子どもが在籍し、様々な言語や宗教を持つ子どもが生活するヌンメンブアイスト保育園を視察先とし、スーパーグローバルハイスクール事業につながる幼児教育の重要性を確認したとされている。

4 関係人(派遣議員)に対する調査結果

派遣議員からの回答は、次のとおりである。

(1) 派遣目的の合理性

本県産業が抱える構造的課題として、まず一次産業を中心とした原材料供給に甘んじているという現状がありこれからの脱却が求められているのは周知の事実である。

この様な現状の中、数年前より森林環境贈与税の導入が話題となり本年度から施行されることとなった。人口割り配分で一定額の思恵を受ける都市部と実際森林資源を有する地方部とのそれぞれの役割と連携の在り方が問われており、これら連携による新たな価値観の創造こそ税を負担する国民の信頼に応えるものと関係者は考え、と同時にその構築に頭を悩ませている。

そのような状況の中、当該視察は、森林資源を活用した高付加価値木製品製作の先駆けとして世界的にも知名度の高いフィンランド国内で流通する各種木製品の商品群を見つけ、更には製造現場にも立ち入る事を模索して行ったものである。製

道現場への視察については不確定要素が多いためあえて日程には組み込まず調査日程ぎりぎりまで調整を図ったところであるが、今回は不調となり残念ではあった。また、フインランドは世界に冠たる教育大国であることは周知の事実である。その特徴として最も知られているのは、ほとんどの教育費が無料という事だ。しかしそれ以外にもっとも注目すべき事としては幼児教育の段階から教師という職業が尊敬され、更にその教員がストレス無く勤務出来る環境を整える事で、子どもたちにもより質の高い教育を与える事が出来るという基本的考え方である。この考え方にこそ昨今、我が国や本県における教育現場の抱える構造的課題解決への大いなるヒントがあると信じて止まないものである。

本県にあっては、昨今生徒数減少に伴いこれまで複数回にわたり「青森県立高等学校教育改革」を行ってきたが、その視点は学校や学科の統廃合に尽きるものである。

私としても統廃合の手法そのものを否定するものではないが、それを契機とした総合的かつ根本的な教育環境の分析とそれに伴う改善の必要性を感じている。

本県における生徒数の減少は、教育現場の混乱のみならず地域経済にも徐々にダメージを与えている。学生数が激減するといわれている県内大学への留学生数大増は急務であることから再来年3月を目処に完成を目指し、弘前大学の留学生を対象とした相場の3分の2程度の集合住宅建設構想にも視察で得た学生寮情報が活かされたものである。更にスウェーデンの2保育園の施設内備品でのヒントから、県内木材を利用した保育園向け備品や知育玩具の開発にも関係者と連携しての取組を進めたい。

また、実際、現地で直接、世界的に有名な木製品や教育システムを調査することにより、インターネット等では入手することのできない様々な木製品の質感やデザイン、教育現場の雰囲気等を体験した。

以上のことから、今回の視察目的及び訪問先の設定については、十分に合理性があるものと考えている。

(2) 本件海外派遣の必要性及び相当性について

上記(1)で述べたとおり、本件海外派遣については、その必要性並びに内容及び費用の相当性があると考えている。

第8 判断

議員の派遣については、法第100条第13項の規定により「議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる」とされており、規則第123条第1項本文の規定では、「議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する」、また、同条第2項で「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない」とされている。

青森地方裁判所平成30年10月19日判決においては、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的

な必要性がある場合には、その裁量により議員を海外に派遣することができるが、上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定が違法となると解すべきである(最高裁判所第3小法廷平成9年9月30日判決)。そして、上記裁量権行使の逸脱又は濫用の有無を判断するに当たっては、視察目的の合理性、視察の必要性、視察の内容や費用の相当性等の事情を総合的に考慮する必要がある、例えば、視察が議会の権能を適切に果たすために必要のないものである場合や、視察の内容や費用が視察目的に照らして明らかに不当である場合などは、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるものとして議員派遣の決定は違法となるとされている。

この判決によると、議会は、その裁量により議員を海外に派遣することができるとされているが、その裁量権の行使に逸脱又は濫用がある場合は違法となると解されており、当該裁量権の行使に逸脱又は濫用があるかどうかは、視察目的の合理性、視察の必要性、視察の内容や費用の相当性等の事情を総合的に考慮する必要があるとされていることから、この点について次のとおり検討する。

1 本件海外派遣について

(1) 本件海外派遣の目的の合理性

請求人は、「法が予定した「議案の審査」「当該普通地方公共団体の事務に関する調査」「その他議会において必要があると認めるとき」のいずれに本件旅行が該当するのかが不明であり、「派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないもの」であって、「本来議員を派遣することはできない場合であった」と主張する。

本件海外派遣の目的は、関係人に対する調査結果によると、法第100条第13項に規定する「当該普通地方公共団体の事務に関する調査」のため実施され、その内容は、木製品の調査については、青森県基本計画における「農林水産業分野の成長産業化」に関連し、また、教育システムに関する調査については、同基本計画における「おおもりの未来をつくる人材の育成」に関連したものであると説明されていることから、本件海外派遣に係る視察目的には合理性が認められ、請求人の主張は当たらない。

(2) 本件海外派遣の必要性

請求人は、「現地へ赴かなければならない必要性と現地で入手すべき情報について報告書の中でも明示されるべきであったが」、「具体性に欠け、議員が本件旅行目的として掲げた目的を達成することができたのかさえ窺えないものとなっている」と主張する。

本件海外派遣については、関係人に対する調査結果によると、派遣議員は、派遣前の平成30年10月16日の県議会決算特別委員会において、本県の木工製品を輸出戦略アイテムとしたいこと、また、スーパーグローバルハイスクールなどグローバル社会に対応した人材育成が重要であることなどという本件海外派遣の目的と必要性を説明した上で、実際、現地で直接、世界的に有名な木製品や教育システムを調査することにより、インターネット等では入手することのできない様々な木製品の質感やデザイン、教育現場の雰囲気等を体験したとされ、現地に赴く必要性

が説明されていることから、本件海外派遣の必要性が認められ、請求人の主張は当たらない。

(3) 本件海外派遣に係る内容や費用の相当性

請求人は、「現地でどのような調査がなされたのか、そして、どのような理由でこれら視察先が選定、特定されたのかさえ全く窺うことができない」と主張する。

本件海外派遣については、関係人に対する調査結果によると、フィリピン共和国は、木製品が世界的に有名であり、教育においても世界で最も優れていることから、木製品の調査先として、ヘルシキ市内において、屋外マーケット広場のカウパトリと屋内マーケットのオールドマーケットホールを選定し、また、グローバル社会に対応した教育システムの調査先として、「教授法」の開発に携わったトウルク大学と、同大学の留学生や研究者の子どもが在籍するスノンソノイスト保育園を選定したと説明されていることから、本件海外派遣に係る視察の内容や費用が、その目的に照らして明らかに不相当とは認められず、請求人の主張は当たらない。

(4) 本件海外派遣に係る議会での派遣決定手続及び公金支出事務

請求人は、「本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当」であり、「費用弁償したことの違法性も明らか」であると主張する。

本件海外派遣に係る議会での派遣決定手続及び公金支出事務については、監査の対象機関の監査結果等によると、上記第7の1(1)及び(2)のとおり、関係法令に基づき行われたと説明されており、請求人の主張は当たらない。

以上のとおり、本件海外派遣については、議員派遣結果報告書の記載の充実を図る必要があると思われるものの、海外派遣の目的の合理性、その必要性及び視察の内容や費用の相当性等の事情を総合的に考慮すると、本件海外派遣に係る派遣決定について、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があったとは認められない。

2 結論

以上のことから、本件海外派遣に係る公金の支出については違法又は不当なものとは認められない。よって、請求人の請求には理由がないものと認め、これを棄却する。

付言

監査の過程で、近年の裁判例の状況等に鑑み、海外派遣の実施等について改善すべき点が認められたので、県議会に対して次のとおり要望する。

1 海外派遣についての総合的な指針の策定等

議員の海外派遣について、調査先の選定等の準備、現地における調査等の実施、議員派遣結果報告書の作成など、具体的な手続、方法を定めた総合的な指針策定を検討すべきである。

また、当該指針に基づき、海外派遣の目的、必要性及び視察の内容や費用の相当性について、県民に説明できるよう、事前に十分準備検討を行うとともに、議員派遣結果報告書の充実を図る必要がある。

これらの取組を通じて、海外派遣についての議会の議決の過程において、県民への説

明責任の観点から、より一層充実した審査が行われることを期待する。

2 内部統制の確立と財務の適正執行について

議会事務局において、旅費等について関係例規に照らし証拠書類に基づき事実を確認するとともに複数名によるチェック体制を確立するなど、内部統制の確立と財務事務の適正執行の徹底を図るよう要望する。

【別表】

月日	都市名	発着	時間	交通機関	スケジュール等	備考
1 10月22日(月)	青森 羽田	発 着	16:55 18:15	JAL148 リムジンバス	青森空港→羽田空港 羽田空港→成田空港 (成田 泊)	
2 10月23日(火)	成田 へルシキ	発 着	10:40 14:50	JAL143	成田空港→へルシキ空港 (へルシキ 泊)	
3 10月24日(水)	へルシキ		午前 午後	専用車	オールドパークットホール視察 カクバストリ視察 (へルシキ 泊)	
4 10月25日(木)	へルシキ トカルク へルシキ		午前 午後	専用車	スノンスノイスト保育園視察 トカルク大学視察 (へルシキ 泊)	
5 10月26日(金)	へルシキ	発	午前 17:25	専用車 JAL144	アフリック視察 へルシキ空港→成田空港 (機内 泊)	
6 10月27日(土)	成田 羽田 青森	着 発 着	8:55 15:00 16:15	リムジンバス JAL147	成田空港→羽田空港 羽田空港→青森空港	

(発行所・発行人)
青森市長 島一丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭